

平成29年10月25日

平成29年

第10回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成 29 年 10 月 25 日（水曜日）午後 2 時から

1 出席委員（6名）

藤 崎 雄 三	委 員	委員長
横 川 敏 男	委 員	委員長職務代理者
鈴 木 清 子	委 員	
尾 形 威	委 員	
芳 賀 淳	委 員	
津 村 正 純	委 員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	水 井 靖
教育総務課長	森 岡 剛
副参事（教育政策担当）	北 村 操
副参事（教育施設担当）	布 施 満
学務課長	杉 山 良 樹
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	鈴 木 清 貴
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	山 中 秀 一

3 日程

日程第1 議案審議

第 19 号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

第 20 号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

~~~~~  
(午後 2 時開会)

#### ○委員長

ただいまから、平成29年第10回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

それでは、傍聴の方をお願いいたします。

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくをお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に津村教育長を指名いたします。よろしくをお願いいたします。続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

「第19号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」

「第20号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

以上、2件でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

## ○委員長

それでは、第19号議案について、事務局からの説明を求めます。

## ○教育総務課長

それでは、第19号議案「大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。

規則改正の目的でございますが、10月1日より、東京都の最低賃金が、1時間932円から、958円に引き上げられたことによりまして、事務の学校代替職員の報酬額が最低賃金を下回ることが判明したため、報酬額を引き上げることとしたものでございます。

学校事務の代替職員とは、大田区立学校代替職員設置要綱第3条第2号に定める非常勤職員でありまして、小中学校の都費の事務局員等が長期休業などになった場合に、その代替として配置するものでございまして、現在、4名を配置してございます。

今回は、最低賃金法の趣旨に鑑み、同規則の別表を改正し、事務の学校代替職員の報酬額を1時間940円から、960円に20円引き上げることとしたものでございます。この改正によりまして、報酬額が東京都の最低賃金を上回ることとなります。

本規則改正後、直ちに公布をいたしまして、10月1日に遡及適用し、11月15日に支払われる予定の10月分の報酬から、金額が引き上げられる予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対してのご意見、ご質問はございますか。

一応、これは確認ですけれども、東京都のルールが変わることによって、それに付随をして、区としてのルールが変更されるという理解でよろしいですね。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○委員長

他にございますか。よろしいですか。

それでは、第19号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、原案どおり決定させていただきます。

次に、第20号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、第20号議案「大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。

このたび、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令などが改正されたことに伴い、補償基礎額の扶養加算額及び介護保障の額を改めることとなりました。

補償基礎額の扶養加算額につきましては、これまでは、学校医の災害発生日において、他に生計のみちがなく、主として学校医等も扶養を受けていたものを扶養親族としまして、扶養親族のある学校医等については、扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき、加算した額をもって、補償基礎額としておりました。

しかし、法令等の改正に伴いまして、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととなり、経験年数が10年以上16年未満の特定経験年数学校医等につきましては、加算額が減額されることとなりました。

以上によりまして、本区規則の別記第4号様式について、所要の改正を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に対してのご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○委員長

よろしいですか。

第20号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長

それでは、第20号議案について、原案どおり決定いたします。

本日は、これもちまして、平成29年第10回教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

(午後 2 時07分閉会)